

令和5年度第3回狭山市都市計画審議会（会議録）

◎開催日時 令和6年1月11日（木） 14時00分から15時30分まで
◎開催場所 稲荷山環境センター 3階 大会議室
◎出席委員 黒川委員、大凶委員、角田委員、木村委員、増田委員、實委員
衣川委員、広山委員、土方委員、町田委員、千葉委員、大島委員
後藤委員、朝長委員

◎欠席委員 1名

◎傍聴者 0名

◎公開・非公開の別 公開

◎議題 ○諮問案件

議題1 狭山都市計画道路入間柏原線の変更について

議題2 狭山都市計画下水道の変更について

○報告案件

議題3 狭山市立地適正化計画の策定方針について

◎議事録

議題1 狭山都市計画道路入間柏原線の変更について、事務局から説明をした。

【質疑応答】

委員 都市計画道路の幅員が16mであるが、廃止部分はどのような整備状況で移管されるのか。

事務局 都市計画道路の変更（廃止）区間は16メートルの計画幅員で未整備であるが、埼玉県が道路改良を実施後13.5～14.5メートルの幅員で移管を予定している。

委員 都市計画決定により、土地利用の制限があった地権者には説明を行ったのか。

事務局 都市計画変更にあたり、地元説明会の開催等により、理解を得られていると考えている。

委員 飯能、入間方面から笹井交差点へ向かうと、特に右折帯が混んでいる。現状のまま受け入れるのか、県が整備するのか

事務局 現状では右折帯が30メートルであるが、県が約70メートルの右折帯を整備し、そのほか、南側の歩道未整備区間に歩道を整備、交差点の雨水対策として集水柵の設置後、移管を受ける予定としている。

委員 路面や歩車道境界ブロックが傷んでいるところは、修繕してから移管を受けるのか。

事務局 現場の立会を行い、修繕等の箇所について確認を行った。修繕等が完了してから移管を受けることとなっている。

議題 2 狭山都市計画下水道の変更について事務局から説明をした。

【質疑応答】

委員 編入するに伴って新たに埋設する管渠はどれくらいあるのか。また、既設の管渠で足りない部分の管の大きさは変更するのか。

事務局 現在、市で行っている管渠の整備、延長の変更等はない。関係流量等の変更もない。

【質疑終了】

答申 次の案件について、会長から市長に答申をした。

- ・狭山都市計画道路入間柏原線の変更について
- ・狭山都市計画下水道の変更について

議題 3 狭山市立地適正化計画の策定方針について事務局から説明した。

【質疑応答】

委員 立地適正化計画は、医療、福祉、教育関係等、ほかの所管との連携をどのように進めていく予定か。

事務局 令和6年度以降、総合計画等の策定もあるため、その中で連携を図っていきたいと考えている。

委員 生活の利便性や持続可能な居住環境などが示されているが、近隣市との連携はどのように考えているのか。

事務局 公共交通ネットワークなどにより、複数市によって広域的な生活圈、経済圏が形成されているような都市機能がある場合は、必要に応じて近隣市との調整も必要になっていくと考えている。

委員 第2次狭山市都市計画マスタープランとの違いを教えてください。

事務局 都市計画マスタープランは市の都市計画の基本的な方針である。立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部という位置づけであり、その中でコンパクトなまちづくりの方針を示し、より具体化した計画を策定していくものである。

委員 コンパクトなまちづくり以外の場所はどのように活用していく予定なのか。

事務局 市街化区域の中に居住を誘導する区域を設定するが、居住誘導区域外の居住区域についても生活環境の保全を図っていきたいと考えている。市街化調整区域から都市機能誘導区域へのアクセスの強化など市全体で利便性が

向上するような取り組み等を検討していく。

委員 今後、狭山市として特化した他市とは違ったまちづくりに向けてどのように考えているか。また、マスタープランの中ではコンパクトなまちづくりとして何か目標はあるのか。

事務局 資料に示されている通り、上位計画である県の計画や狭山市の総合計画に即しながら立地適正化計画の下にある複数の関係計画とも連携、整合を図っていく。今後、他分野にわたって関係課と協議していく中で今後新たな取り組み等も踏まえ、検討していきたい。

委員 少子高齢化社会で、都市計画の中にも自動運転などを検討していく時期が来ており、それに伴うインフラ整備もしていかなければならない。また、市民の参画については高齢者だけでなく若い世代の考えや気持ちをどのように汲んでいけるのか、行政として考えていただきたい。

委員 都市再生特別措置法では建築物の制限を緩和して大規模なまちを形成していたが、立地適正化計画の策定と併せて、取り入れていくような計画はあるのか。

事務局 立地適正化計画を策定することにより都市計画における特例措置を利用することができる。居住や都市機能を誘導したり、整備したりする際にはその特例措置を活用しながら人口密度の維持等を図っていききたい。

委員 市内各地域の問題点を今後、どのように市民や民間から得ていくのか。

事務局 市内8地区については各地域の特性を生かして安心安全で住みよいまちづくりに取り組んでいきたいと考えている。市民からの意見についてはこれから策定される第5次総合計画に向けて基礎調査を行っており、市民アンケートなど参考にしながら立地適正化計画も策定していきたいと考えている。

委員 立地適正化計画の対象区域は都市計画区域内とあるが、居住誘導区域から外れる市街化調整区域についてはどのように考えているのか。

事務局 居住誘導区域については都市再生特別措置法の中に市街化区域を設定する規定がある。市街化調整区域のまとまった住宅等の生活環境の保全を図っていくことも検討していく。

【質疑終了】

< 審議会終了 >